

文書による指摘事項及び改善状況（令和4年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 愛和会	令和5年1月12日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 「理事長専決事項」に定めのない多額の借入れは、理事会の議決を受けた上で行ってください。</p> <p>(2) 評議員会の招集（日時及び場所、議題）は、理事会の議決を受けた上で行ってください。</p> <p>(3) 高須たんぽぽ保育園の土地及び不動産を定款の基本財産に記載してください。</p> <p>2 会計・経理</p> <p>(1) 小口現金の統制</p> <p>経理規程に小口現金の記載がない（運用上は、定額資金前渡制度（100,000円））、経理規定に記載が必要である。</p> <p>また、規程上は定額資金前渡制度であるが、現金100,000円の補充をしており、定額資金前渡制度の取扱いとはなっていない為、100,000円を超えている日付がある。</p> <p>残高確認は、経理規程第29条で、毎日残高と帳簿残高を照合することとなっているが、残高変動がないときは省略している。経理規程との整合を図るべきである。</p>	<p>1</p> <p>(1) 改善済</p> <p>(2) 改善済</p> <p>(3) 改善中</p> <p>2</p> <p>(1) 改善中</p>